

地域包括支援センターに係る介護保険法改正に伴う区の対応方針について

1. 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要であり、社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要がある。

そのため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、様々な生活上の困難を支え合う地域社会の実現に向けて、「地域包括支援センターの体制整備」などについて検討を重ね、介護保険法、介護保険法施行規則等の改正が行われることとなった。

2. 改正の概要と区の方針について

(1) 介護予防支援に関する事項

地域における介護予防支援の実施者について、地域包括支援センターに加えて、指定居宅介護支援事業者も指定を受け実施することを可能とする。その際、指定を受けた居宅介護支援事業者は、区や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施する。

※指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者として指定を受ける際には、地域包括支援センター運営協議会に諮ることが必要となる。

《現時点での方針》

- 区における介護予防支援全体の方向性について検討の時間が必要
 - ➡国の方針（Q&A等）が出ておらず、細かいルール設定ができない状態
 - 他区も同様に令和6年度当初からの開始は難しい状況

(2) 地域包括支援センターの総合相談支援事業に関する事項

地域包括支援センターに区が委託している総合相談支援業務の一部委託を可能とする。

（委託を受けることができるもの）

- ・指定居宅介護支援
- ・老人介護支援センターの設置者
- ・医療法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・その他区が適当と認めるもの

《現時点での方針》

- 国からアンケート調査があり、令和6年2月頃を目途に取りまとめ結果とマニュアルの配布を予定しているとのこと
 - ➡総合相談支援業務は、地域包括支援センターの基盤的機能と考えている。
- 今回の法改正は地域包括支援センターの負担軽減を目的とされているが、総合相談支援業務の実施にあたっては、個人情報取扱いや公立・中立性を保つことが重要。